

質問一覧（都道府県・市区町村向け 5月27（月））

No.	起票	所属組織	ご意見・ご質問	回答
1	説明会中	都道府県	国の方向性に関する質問である。 定着初期の種に対しての対策がポイントになっているようだが、現時点で特定外来生物に指定されていない外来種の予防・防除に関して、補助金交付等の支援を拡充される方針か。	現時点で特定外来生物に指定されていない外来種の予防・防除のために補助金交付等を拡充する検討の予定はない。特定外来生物の中でも、定着初期の種の対策が重要だと考えている。また、現在の交付金は、特定外来生物に指定予定の種については、交付金の対象になることを補足する。
2	説明会中	市区町村	本日の説明会での投影スライドは共有いただけるのか。	説明会終了後、全都道府県に資料を送付予定である。 都道府県から市町村へ展開していただきたい。
3	説明会中	都道府県	①説明資料の配布予定はあるか。 ②地域単位指標達成に向けた新たな財政支援措置の予定はあるか。	①No. 2 の回答と同様である。 ②新たな財政支援措置や交付金に関する具体的な予定はない。 地方公共団体等に対する特定外来生物の防除対策事業への交付金は、改正外来法に基づき、令和5年度に新設された。今後も効果的な運用を行いつつ、地域のニーズや要望に基づき、規模拡大を目指したいと考えている。
4	説明会中	市区町村	外来種のうち、植物の根絶事例はあるか。	把握している限り、特定外来生物に指定されている植物が国内で根絶されたという事例はないと承知している。 ただし、狭い域内での根絶若しくは根絶に近い低密度化の事例はある可能性がある。情報があれば、各地方公共団体向けにも共有できるようにしたい。
5	説明会中	市区町村	市町村職員が外来種対策の計画を作成するにあたり、どのように外来種に関する知識等を身に着ければ良いか。	外来種対策の計画策定レベルによるが、まずは情報収集することが重要である。 具体的に市町村内にどのような侵略的な外来種がいるのか、どういった場所でどのような被害が確認されているのか、またそういった外来種に対する基本的な防除の方法がどういふものがあるのか等の情報収集が必要となる。
6	説明会中	市区町村	Q&Aの内容を公開する予定はあるか。	8月に公開で開催する検討会資料として活用予定である。
7	説明会中	都道府県	先日の環境省の事業概要説明会において、特定外来生物防除等対策事業について、令和 6 年度の補助金は全て交付済と説明を受けている。 令和 7 年度の補正予算を組まれる予定はあるか。 特に「外来種対策戦略検討等事業」について伺いたい。	令和7年度の補正予算については、国の財政方針や状況次第であり、現時点では予定については回答できない。ただ、令和6年度は各地域での外来生物対策の進捗状況や被害の防止状況を鑑み、予算を組んだ。令和7年度も政府の方針や地域のニーズを踏まえて検討したい。
8	説明会中	都道府県	外来水生植物のナガエツルノゲイトウが、〇〇川の〇〇周辺で繁茂し始めており、取水口を詰まらせるなどの水道取水への影響について懸念しており、水域を管理する関係機関で連携して対応する必要と考える。 現行の外来種被害防止行動計画では、「琵琶湖においてナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物に対して、関係する主体と連携して、効果的、効率的な防除手法を検討する」とあるが、同様の対応を〇〇川においてもお願いすることは可能か。	外来種被害防止行動計画は、外来種被害防止の為に取るべき行動について広く、概要として記載したものであり、特定地域の個別の行動を詳細に記載することは難しい。特定地域での活動にも参照できるような内容もできるだけ盛り込みたいが、まずはこの行動計画を踏まえて、個別の地域の対策についても考えていただきたい。
9	説明会中	市区町村	植物の根絶事例がある場合、対策にどの程度の時間を要したのか。	No.4での回答のとおり。
10	説明会中	都道府県	都道府県における外来種関連の条例またはリストの策定を国の目標に加えるとの認識である。 条例に関して、具体的にはどのようなものをイメージしているのか。	現時点では特に決まった内容はない。例えば通常の外来種に関する条例では、特定外来生物でカバーできない地域レベルで対応する種についてリストアップし、放出の禁止規制を追加することが考えられる。 また、地域の応じた対策の優先度設定など条例で行った方が効果的な内容もあるため、そういった点が盛り込まれていることをイメージしている。
11	説明会中	政令指定都市	河川などの外来種については流域全体での対策が必要と考えるが、河川管理者等に対して、外来種対策を義務付ける予定はあるか。	義務付けることは困難であり、その予定はない。 ただ、管理者や土地所有者の対策の重要性は特定外来生物被害防止基本方針にも書かれており、それらの点は今回の行動計画の見直しにあたり、反映させていく予定である。 行動計画は国土交通省、農林水産省、環境省の連携で改定するが、河川管理者や都道府県の役割は非常に重要である。
12	説明会中	匿名	市町村における外来種対策の計画作成は必須か。	必須ではない。 ただ、優先順位をつけて、戦略的かつ効率的に対策を実施するためには、計画がある方が望ましい。

質問一覧（都道府県・市区町村向け 5月27（月））

No.	起票	所属組織	ご意見・ご質問	回答
13	説明会中	都道府県	都道府県と市町村は、種の優先度と防除目標を改めて定めるという認識で齟齬ないか。	地方公共団体における外来種対策に係る計画の中で、既に優先度や防除目標が設定されている場合、新たに設定する必要はない。 2030年までの目標に達するために新たな設定が必要な場合は設定していただき、現行の設定が適切であれば引き続き活用いただきたい。 各地方公共団体の状況に応じて、対応いただきたい。
14	説明会中	市区町村	地方公共団体が防除に取り組むにあたり、地方環境事務所や自然保護官事務所からどの程度協力していただけるのか。	様々な段階で、相談や連携を図っていきたいと考えている。 例えば、交付金や専門家派遣事業を活用する際に御相談いただいたり、地方レベルで開催する連絡会議等での情報共有を進めたい。 また、地方環境事務所の管轄地域単位で直轄事業を行っているので、その中で役割分担を話し合い、対応していきたい。
15	説明会中	市区町村	市町村において既に行動計画の策定例がある場合、後学のため参考事例として紹介していただくことは可能か。	この場で今すぐにはお伝えできる情報はないが、情報収集を進めていき、参考事例として提供できるよう努める。
16	説明会中	都道府県	地域単位の指標となる定着防止すべき種等は、条例又はリストで定めるという認識で齟齬ないか。	条例やリストにより定めることが望ましいがと思うが、地域の実情に応じて御検討いただきたい。
17	説明会后	都道府県	現在生物多様性地域戦略の改定に取り組んでいるところであるが、その中で外来種対策の推進にも言及している。 これをもって新計画における地域単位の目標・指標としてカウントしていただきたい。	地域戦略における外来種対策推進に係る記述の内容次第である。対策推進の意思表示だけではなく、重点的に対策すべき種及び地域を明示する等の優先順位付けまで含めた内容としてほしい。
18	説明会后	都道府県	リスト・管理計画等を作成するにあたり、生息データや生息数が必要と考えるが、それらを揃えるにあたり財政的援助を賜りたい。 もしくは、国による全国的な調査を実施したものを、各県ごとに区分し情報を提示いただきたい。	リストや計画作成のための基礎調査には、「特定外来生物防除等対策事業」（交付金）のメニューをご活用いただける。また、環境省生物多様性センターによる調査結果等も適宜ご活用いただきたい。
19	説明会后	都道府県	地域単位の戦略的な外来種対策の計画（説明資料p21）において、「全体戦略」「条例」「リスト」の策定が列挙されている。 また、地域単位の指標（説明資料p24）において、「リスト等により～を整理した地方公共団体数（＝47都道府県）」と記載がある。 「全体戦略」「条例」「リスト」をすべて策定しなければならないのか。 それとも、「全体戦略」「条例」「リスト」いずれかを策定し、定着を防止すべき種及び対策優先度や防除目標を整理できていれば良いのか。	作成物の種類は問わず、貴県の中で、定着を防止すべき種及び対策優先度や防除目標を整理できていれば十分である。
20	説明会后	都道府県	侵略的外来種について、何をもって当県の“侵略的”外来種とすべきか難しい。特定外来生物のように統一されたリストがあれば教えていただきたい。生態系被害防止外来種リストを統一されたリストと考えて良いのか。	侵略的外来種に係る国のリストとしては、「生態系被害防止外来種リスト」が該当する。
21	説明会后	市区町村	本村の場合は同じ県内の移動ですが、離島ということで港や空港を通じて外来種が侵入する。 この対策として検疫の方法について情報共有いただきたい。 予防が大切なのは理解しているので検疫について調べたが、大掛かりなものについての情報しか見つけ出せなかった。 低コストの負担の少ない方法を提示していただきたい。	御意見について、今後の施策の参考とする。 貴村港湾における検疫の実施体制が分かりかねるため、具体的なことを御共有できないが、必ずしも貴村のみが負担を要するものではなく、主体間連携にて取り組める対策もあるのではと推測する。
22	説明会后	市区町村	外来生物の殺処分方法について、動物愛護法に従って殺処分する方法として現在認められている方法を明示していただきたい。 殺処分する動物次第で方法を変える必要があると思われることから、種類ごとに分けて紹介いただけるとありがたい。 小規模自治体でも出来そうな殺処分方法を特に求めている。	いくつかの特定外来生物については「防除マニュアル」の中で、防除事業として取り組む場合の殺処分方法を提案している。 御意見も参考にしつつ、適宜マニュアルの充実化を図っていく。

質問一覧（都道府県・市区町村向け 5月27（月））

No.	起票	所属組織	ご意見・ご質問	回答
23	説明会後	市区町村	植物の処分方法について情報をいただきたい。 枯死するまでその場で野晒にすることを奨励されていたが、公共の場所ではそれが難しい。 また、その場で燃やすことも現在は出来ず、薬剤を使用することも畑、牧草地がそばにあることから難しい。	事情は理解するが、環境省外来生物対策室では、残存する種子の発芽とそれによる分布拡大も鑑みて、念入りな処分を推奨している。
24	説明会後	市区町村	外来種対策を実施する場合には、「予防原則」に基づいて行うことが重要である。そのため、外来種が自治体内に侵入する前の段階で侵入の恐れがある外来種を中心に事前に周知を行うことは有効だと考える。 そのためホームページや広報など周知の際に使用していい写真について、特定外来生物以外の外来生物についても今後も増やしてほしい。 現在は国立環境研究所を利用しているが、写真がないものもある他、1種類当たり1点の写真であり、近縁の在来種と区別するために十分ではないものもあるように感じる。	御意見のとおり地方公共団体の域内に侵入を防ぐべき種について、周知しておくことは非常に重要である。 国としても環境省外来生物対策室を中心に、そのような用途も意識しながら、引き続き写真の充実化を図っていく所存である。
25	説明会後	都道府県	具体的にはどのようなモニタリング手法を想定されているか。 モニタリング対象とする区域や種の選定方針等があればご教示いただきたい。	令和7年度に作成予定の地方公共団体向けマニュアル等にて可能な限り提示するよう検討していきたい。
26	説明会後	都道府県	「国単位では、被害の大きい外来種と定着経路が概ね整理されており、優先順位付がなされている。また、優先度が非常に高い種については制御が図られている。」とは、何を指すのか。	生態系被害防止外来種リストを作成作業を通じて、被害の大きな外来種の整理、定着経路に係る情報収集がなされた。 また、外来種被害防止行動計画において、国として優先度が非常に高い種の整理がなされ、それらについて2023年10月時点で、概ね管理に進捗が見られるという評価をした。 詳細は第1回検討会の会議資料にて御確認いただきたい。
27	説明会後	都道府県	「特に都道府県は当該都道府県の区域全体に係る外来種対策を推進する主体として、市区町村と連携の上、収集した分布情報等に基づき、戦略を作成し、適切な予算・人員等の配分のもと、対策を進める役割が求められる。」とあるが、限られた予算・人員で、調査や対策を進めることは困難である。	環境省、その他国の機関による支援策も活用いただきながら、地域の実情に応じ対策を進めていただきたい。
28	説明会後	都道府県	「条例、リスト等により定着を防止すべき種を整理条例、リスト等により防除優先度や特定種の防除目標を整理」とあるが、生物多様性地域戦略の見直しにより、これら外来生物について記載することで足りるか。	生物多様性地域戦略の見直しにより、定着を防止すべき種、防除優先度や特定種の防除目標を整理することで十分であると認識している。
29	説明会後	都道府県	地方公共団体に求められる役割について（資料P21）、地方公共団体の役割に「外来種対策に係る全体戦略の策定」が挙げられている。 全体戦略とはどういったものをイメージしたらよいか。 事例があればご教示いただきたい。 また、対象とする外来種は特定外来生物を対象にするなど、地方公共団体の判断で考えてよいのか。	説明会にご提示した素案においては、用語の統一を図れていないが、計画案ではわかりやすく統一された表現を使用する所存である。 全体戦略とは、地方公共団体単位で、定着を防止すべき種、防除優先度や特定種の防除目標を整理しているものを指す。 まずは国のリスト、行動計画をモデルとしていただきたい。 対象も地方公共団体にて判断いただくことで構わない。
30	説明会後	都道府県	地方公共団体に求められる役割について（資料P21）、地方公共団体の役割に「侵略的外来種（国内外来種含む）に関する条例の策定」及び「侵略的外来種（国内外来種含む）のリストの策定」が挙げられている。 「侵略的外来種」は、地方公共団体において対象の外来種を判断してもよいという理解で良いのか。 例えば、本県においては県内の生物多様性に著しい影響が生じている、又は生じるおそれがあるもの等について県指定外来動植物に指定し、条例で放出等を禁止している。また、県の外来種リストも作成している。 県の条例及び外来種リストがこの役割に当てはまるか判断するにあたって、確認できればと考えている。	御指摘いただいた箇所の意図するものは、地方公共団体毎に域内の生態系等に被害を及ぼす／及ぼしうる種を整理し、それを地域毎の「侵略的外来種」と捉えていただくというものである。
31	説明会後	都道府県	資料P.12について、「民間の参画」とは具体的にどのようなことを想定しているのか。	行政機関のみが外来種の侵入・定着・分布拡大等を監視し、対処するというのではなく、民間企業・団体、国民も参画することで、国全体で外来種への対応力の底上げを目指すことを想定している。 まずは、民間企業・団体、国民における日常的な対策意識の強化から図りたい。
32	説明会後	都道府県	資料P.15では、「定着していない外来種の定着予防」の目標として「50%以下」とし、「定着した外来種の防除」にて、「管理目標を定め」とあるが、これらの国の目標は都道府県に波及（を拘束）するのか。 国の目標・指標に関して、地方自治体に課される業務があれば具体的に提示してほしい。	地方公共団体の目標については説明会資料P24に整理したとおりである。 国の目標の達成に向けては、個別に目標を設定した種の防除の強化はじめご協力を賜りたい。

質問一覧（都道府県・市区町村向け 5月27（月））

No.	起票	所属組織	ご意見・ご質問	回答
33	説明会后	都道府県	資料P.17では、「自主的・主体的に対策を計画し、それを着実に実行している状態となることが望ましい。」とあるが、法レベルの防除実施計画策定に至らずとも、地方公共団体は地域の特性に応じた取組をしても問題ないと解してよいか。	御認識のとおりで問題ない。
34	説明会后	都道府県	資料P.20-21の「地域の自然的社会的条件に応じた普及啓発」について、国からの予算措置を予定しているか。	「特定外来生物防除等対策事業」（交付金）が対象とする内容であれば、当該交付金の支援メニューをご活用いただける。その他の内容であれば現時点では予算措置を予定していない。
35	説明会后	都道府県	資料P.20-21の鳥獣類以外の外来種にかかる「防除を実施する人材育成」、「研修の実施」における、対象者、研修の手法について、具体的にどのようなものを想定しているか。 また、国からの予算措置を予定しているか。	防除人材の対象者や研修の手法について、国から具体的に規定することは考えていない。 法令等に基づく適切な人材の選定、人材に応じた研修手法の設定をお願いしたい。 予算措置については、「特定外来生物防除等対策事業」（交付金）が対象とする内容であれば、当該交付金の支援メニューをご活用いただけるほか、関連して専門家派遣事業のご活用も検討いただきたい。
36	説明会后	都道府県	資料P.22では、「適切な予算・人員等の配分のもと」とあるが、国からの予算措置を予定しているか。 仮に、本県で鳥獣類以外の外来種にかかる防除実施計画を策定し、防除事業に取り組む場合、適切な人員体制を確保することは難しい状況である。	「特定外来生物防除等対策事業」（交付金）が対象とする内容であれば、当該交付金の支援メニューをご活用いただける。 国としても引き続き可能な限りの支援策を模索していくが、あらかじめ地方公共団体として防除等に取り組むべき種に優先順位を付けておくことで、予算、人員等の状況に応じた実施の判断を迅速に行うことができると考える。
37	説明会后	都道府県	資料P.22では、「対策優先度の設定においては、定着段階及び被害状況、対象種や対象地域の特性、実行可能性（生態系被害防止外来種リストでも整理予定）等も評価」とあるが、対策優先度を設定する際、外来種別のより具体的な項目、基軸となるデータ、数値による定義等があれば、示してほしい。	令和7年度に作成予定の地方公共団体向けマニュアルにて可能な限り提示するよう検討する。
38	説明会后	都道府県	資料P.22における「防除実施計画等」の「等」は何が含まれているのか。	「等」として特定の計画を意図しているわけではない。「防除実施計画」と併せて、全体的な計画に基づき作成する具体の対策に係る計画のことを指している。
39	説明会后	都道府県	資料P.23では、「地方公共団体内の部署間及び関係する地方公共団体間において密接に連携し、平時から役割分担を明確にしておくことが必要」とあるが、法的に明確に記載されていない細かい事項について、役割分担を決めるのは困難である。	新たな行動計画も活用しつつ、役割分担及び関係者連携を促していただきたい。
40	説明会后	都道府県	資料P.24では、「管理目標」とあるが、「定着した外来種」を「管理」する法的根拠は何か。 「管理」ではなく正しくは、「防御」ではないか。	「管理」する法的根拠はないが、外来種の防除を通して根絶、拡大防止、低密度化等の状態を達成すること、またはその状態に近づけていく過程を管理と指している。
41	説明会后	都道府県	資料P.24では、「地域単位での指標」に「条例、リスト等により」とあるが、既に条例を制定している例はあるか。 ない場合、条例の参考例を示してほしい。	条例にて、特定の種に係る対策方針を整理している例はある。参考例含め、令和7年度に作成予定の地方公共団体向けマニュアルに可能な限り提示するよう検討する。
42	説明会后	都道府県	説明資料において、政令市にかかる記載がない。 政令市は道府県と同等の行財政能力などを有しているため、本計画においても道府県と同等の位置づけにすべきである。	新たな行動計画では、外来生物法に基づく責務規定を踏まえて、都道府県・政令市・市区町村の区分けではなく、都道府県・市区町村の区分けにて取るべき行動を示す方針である。
43	説明会后	都道府県	資料P.11における侵入が確認される外来生物種が増えている要因として、そもそも侵入させない対策が不十分ということは課題にならないか。 既に侵入してしまった外来外来生物を根絶することは相当に困難であり、抜本的対策として、国が水際対策を強化することは組み込まれないのか。	新たな行動計画では、外来生物法に基づく国の責務規定も鑑み、国主体の水際対策の強化についての記載も検討予定である。
44	説明会后	都道府県	道の駅での外国産カブトムシ販売やペットショップでもタランチュラ等を含む様々なペット販売されているのを見かける。 現在、対応が求められているものには過去、意図的に導入されたものも多い。 将来、同様の事を繰り返さないために、繁殖力の高い昆虫、魚類、植物等は一律輸入や販売を禁止する等、現在のペット業界にも厳しい対応を並行して進めるべきではないか。	御意見について、今後の施策の参考にする。

質問一覧（都道府県・市区町村向け 5月27（月））

No.	起票	所属組織	ご意見・ご質問	回答
45	説明会后	都道府県	地域ごとに人材や財政規模などの実情が異なる中、地域単位の対策の徹底を打ち出しても地域差が出てしまい、結果的に抜本的な対策とはならないのではないか。 「外来生物」というくりで新たな組織を運営できるほど地方公共団体に余力はなく、多岐にわたる被害の各担当部署が被害防除として対応するしかないのが実情ではないか。 こうした状況を踏まえると、外来生物対策には自ずと限界があるため、行動計画で示された内容が、あたかも地方公共団体の義務のように受け取られないようにしていただきたい。	新しい行動計画では、現状の外来種対策に係る体制面の課題も踏まえて、地域単位での外来種対策に係る行動は決して地方公共団体のみが義務的に担うものではなく、全主体に取るべき行動を呼びかけるものである。
46	説明会后	都道府県	すでに広くまん延した外来種の防除を地方公共団体の環境部局のみで行うことは現実的でないため、これからの外来種対策（特に防除）においては、特に公有地での土地等管理者の役割が非常に重要になると考えられる。しかし、環境部局から土地等を管理する部局へ外来種防除への協力を依頼する際、現状、その根拠となる「特定外来生物被害防止基本方針」p.6の記述は「積極的な取組が期待される」との表現にとどまっているため、新行動計画にはこれを補完するものとしての機能が望まれる。 ついては、土地等（河川、道路、公園等含む）管理者に求められる役割について、基本方針や現行の行動計画以上に明確に記載していただきたい。	新行動計画では、第2章第2節にて、各主体が求められる役割と2030年までに集中的に実践する行動として主体ごとにより具体的に取りまとめている。地方公共団体において部局を横断した適切な協力の必要性についての記載を検討しており、ご意見を参考にさせていただく。
47	説明会后	都道府県	外来種は同じ種であっても地域の自然的・社会的条件により影響の程度やあり方が変化するため、その対策を地域単位で行う必要がある点に異論はない。しかし、特に大きな影響が出やすい種については、求められる行動等が地域を問わずある程度共通するものと考えられる。 新行動計画では本編をスリム化し、別途普及啓発資料を作成することなので、その中で土地等管理者や事業者に一般的に求められるであろう行動を具体的に例示していただきたい。 （例） ・クビアカツヤカミキリが生息している地域における道路・公園等の樹木の点検 ・アルゼンチンアリが生息している地域において行う工事に伴う土砂・刈草・樹木等の搬出時に、工事事業者（または発注者）が行うべき処置 ・アルゼンチンアリが生息している地域から物資を搬出する際、事業者が行うべき処置	御意見について、今後作成する普及啓発資料作成時の参考にする。

質問一覧（外来種取扱事業者向け 5月29日（水）AM）

No.	起票	所属組織	ご意見・ご質問	回答
1	説明会中	匿名	農業現場では、生物農薬が野外もしくは半野外環境に導入されている。 生物農薬には分散能力の高い昆虫やダニが含まれており、これらは外来種もしくは国内外来種に該当し、生態系被害が懸念される点が多分にあると思われる。 産業として積極的に外来種が拡散される現状をどのように考えるべきか（実質的な対策が必要か）。 また、生物農薬に関して今後具体的な指針等が策定されるか。	生物農薬による農業利用は、管理が重要である。適正な利用と生態系へのリスク評価のバランスが求められる。 農薬取締法の枠組み内で、天敵農薬や生物農薬のリスク評価基準を設定し、適正な利用を確保することが必要である。 また、利用に際しては、登録された内容や語訳のみが利用され、環境への影響がないことを確認する評価が重要である。 さらに、モニタリングを通じて順応的な管理を行う必要がある。
2	説明会中	匿名	リストに挙げられているものの中でノネコ対策は様々な困難を伴うと思われる。 国民への理解促進の働きかけと、対策を必要とする地域の特定が重要であると考えるが、積極的に取り組む予定はあるか。	現時点でノネコの問題が発生している地域では、関係者への理解促進と対策が進められている。 地域の生態系保全のため、関係者への理解を求めることは外来種対策の一環として重要である。
3	説明会中	教育機関	地方自治体の環境基本計画や緑の基本計画で、身近な空地を緑化することを推奨する記載が見られることがある。 しかし、これは園芸植物の逸出拡大を招いている側面がある。 公共地の緑化を安易に住民に進めることがないよう、地方公共団体への指導が必要と考える。	地方公共団体は、緑化関連の取り組みで外来種植物の使用を控えることが重要だと考える。 学会や緑化植物のガイドラインなどを参考にして、行動計画に盛り込んでいきたい。
4	説明会中	企業	①地域単位の対策について、具体的には誰がどのように決めるのか。 ②地域間連携の具体的なイメージを教えてください。	①法律や計画上では、最小の単位を市区町村と考えている。 ただ、対象種の行動範囲によっては、一つの市町村での対策が難しい場合もあるため、隣接する市区町村との協力や、先行的な対策に取り組む地域との連携が必要である。地域連携を前提に、市町村で考えていくべきである。 ②地域間連携の具体的なイメージとして、神戸の明石市の例がある。アカミガメの駆除において、上流部と下流部で協議会を作り、連携して対策を進めている。 このように、市を跨いで協力し、対策を実施する姿勢が重要である。
5	説明会中	匿名	外来種の駆除をする場合、動物愛護管理法、鳥獣保護管理法の適用は除外されるのか。	特定外来生物等の防除に際しては、防除の確認認定を取得することで、鳥獣保護管理法の適用除外となる。 ただし、動物愛護管理法の適用除外に関しては、外来種の駆除や防除においては、生物の殺処分を伴う場合があるため、動物愛護管理法の趣旨に則り、適切な動物の取り扱いが求められる。
6	説明会中	匿名	牧草種子の輸入時には、思わぬ雑草の種が混入することがある。 繁殖力の強い雑草の定着や拡散を防ぐ必要があるが、対策例はあるか。	情報がないため、今後、情報収集していきたい。
7	説明会中	匿名	民間等の取組みは、自主的に実施されることを期待されているように思う。 実施した企業に対するインセンティブ制度の検討は進まないのか。	環境省としてインセンティブ制度の検討は現在行っていない。 まずは企業に対策意識を持ってもらうことが重要であると考えている。
8	説明会中	匿名	植物は、生態系被害防止外来種リストに200種類が掲載されているが、特定外来種はわずか19種類である。 例えばオオブタクサやセイタカアワダチソウの防除活動が各地で行われているが、これらが特定外来生物に指定されていない。リスト掲載種の特定外来生物へ指定が、目標達成の早道と考えますが、指定しない理由は何ですか？	特定外来生物指定にあたっては、生態系の被害状況などを調査し、専門家と協議の上、指定している。 全国で被害が一定状況に達しているものから検討している。
9	説明会中	匿名	①外来種を産業利用していない事業者も、CSR活動の一環として外来種被害防止に関わるのが良いというアドバイスを受けた。 しかし、外来種を産業利用する業者へのメディアを通したバッシングを懸念している。 商品の販売はしているものの、実需者の行動を制限することはできない。 供給者としての適切な姿勢についてアドバイスを求める。 ②外来種の国内根絶に向けて、殺虫剤や殺菌剤、除草剤の使用頻度が増えることが想像される。 農林水産省のみどり戦略が存在する中で、このような状況は避けられないのだろうか。	農林水産省の回答 ①販売時にリスクを把握し、外来種問題についても情報提供することが重要である。ペット業者が外来種問題を知らせる例があるように、供給者としての責任を果たすことが求められる。今回、外来種リストの更新を計画しており、リスクに関する専門的な見解をまとめる予定である。これにより、リスクを正確に伝える基盤を整えることができる。 ②農林水産省の緑の戦略において、農薬の使用低減を図っているが、外来種対策としては、定着を予防することが最も被害が少ない手段である。短期間での根絶に向けて薬剤を使用することが、結果的に農薬の使用削減に繋がる。広まってからの対応を避けることで、長期的には農薬の使用量を減らすことが可能である。

質問一覧（外来種取扱事業者向け 5月29日（水）AM）

No.	起票	所属組織	ご意見・ご質問	回答
10	説明会中	匿名	本日の説明資料はいただけるのか。	説明会終了後に、事前登録いただいたメールアドレスへ資料を送付予定である。
11	説明会中	匿名	アライグマについては、特定外来生物として対策する市町村と、農政分野で有害鳥獣として対策する市町村に分かれている。それぞれの目標が異なるが、有害鳥獣としての対策だけでは生物多様性の保全には不十分だと考えられる。 環境省と農林水産省が、この問題について適切な対策を打ち出すために協議しているのか。	環境省と農林水産省は、有害鳥獣対策と外来生物対策をそれぞれ行っているが、生物多様性の保全を考えると、統合的なアプローチが重要である。 現状では、被害の種類や減らしたい被害に応じて、それぞれの支援策や法律を選んでいる。 今後は、両省が協力して地方公共団体に対して、総合的な対策の考え方を示し、効果的なアライグマ対策を推進していく予定である。
12	説明会中	匿名	課題には「優先順位に応じて・・・」とあった。 説明内容は、この優先順位のファクターになるが、具体的に優先順位を考える際の手法やステップについて説明いただきたい。	具体的な手法やステップについては、令和7年度に作成予定の地方公共団体や民間企業向けの対策マニュアルに記載する予定である。 考え方としては、守るべき地域の目的や優先度が重要である。 例えば、現状で農林水産業への被害が大きいものから対策するなどの観点がある。これらは地域の実情に合わせて考える必要がある。
13	説明会中	匿名	外来種の影響や生物多様性保全の重要性は、個人や団体だけでは理解し難い部分もある。 駆除活動を主催する団体には、このような理解や情報更新が必要である。 そのため、定期的に情報共有や理解を深めるための勉強会の開催があればありがたい。	外来種被害防止行動計画の中で、外来種対策の実施主体による関係者への理解の呼びかけや、社会全体での活動への理解醸成について呼びかけていく。
14	説明会中	匿名	地域の実情に応じた対策を期待されるが、喫緊の課題を抱える小さな主体が、外来種の生態系に対する被害を主体的な問題意識をもって取組むことは難しいように感じる。 そのような点に対し、どのように地域に働きかけをしていくことを考えているのか。	地域での外来種対策に対して「特定外来生物防除等対策事業」（交付金）などの支援メニューがあるため、地域が主体的に対策を取れるように活用を働きかけていきたい。
15	説明会中	匿名	天敵農薬の環境影響の試験はあるのか？	農薬の登録時にリスク評価が行われる仕組みがある。 天敵農薬についても、例えば専門の小委員会等で、それぞれの観点から評価が行われ、ている。 試験に基づいたデータを元に、環境影響評価も行われていると承知している。
16	説明会中	匿名	特定外来生物（植物）の処分を効率化し、有効活用することが防除活動の展開に効果的だと考えられているが、地方公共団体が防除した植物は利用できない実態がある。 このような取り組みを環境省が支援することはできないだろうか。	特定外来生物（植物）は抜いてもすぐに死なない場合があり、生きた植物や種子を運ぶことが外来生物法に違反する可能性があるため、地方公共団体がそれを移動させることに慎重になるのは理解できる。 しかし、漏れ出さないようにしっかりとした容器に入れて堆肥化するなどの対策を取っている地方公共団体もある。 このような取組を環境省としても支援している。具体的には、外来種の防除事業の確認や認定という形で支援しているので、地方公共団体とこれらの方法を参考にして相談してほしい。
17	説明会中	匿名	法律の適用範囲外かもしれませんが、家猫や野良猫にも対応が必要だと考える。 特に野良猫についての対策が不十分だと、2030年の目標達成が危ぶまれる可能性があると考ええる。	野良猫は外来生物法の枠組みの外にあるが、外来種が地域の生態系に与える影響を考えると、その原因の理解と地域の協力が重要だと考える。 御意見を今後の参考にさせていただく。
18	説明会中	匿名	多くの企業にとって、外来種対策は直接的には収益を生み出さない。しかし、どのように間接的に利益をもたらすか、生態学に馴染みのない人でも理解しやすいレベルで明確になっていないと、取り組みにくいだろう。 信用やガバナンスといった企業価値の向上から説明されており、上場企業はESG投資などで利益を生み出せるが、中小企業では外来種対策にかかるコストが利益を上回るかどうか不明瞭である。また、信用価値の向上を目指す場合、見かけ上は取り組んでいるように見えても、実際には無意味であったり逆効果な対策を誘発する可能性がある。この点についてはどのように対策されるのだろうか。	信用やガバナンスという観点から企業価値の向上を説明してきたが、上場企業はESG投資などで利益を見込める。 しかし、中小企業では外来種対策にかかるコストが信用価値の向上によるメリットを上回るかどうかが明確でないため、取組が難しい。これについては、具体的な事例を付録などで示し、外来種対策の重要性を分かりやすく説明することが必要だと考える。例えば、外来種が地域の生態系に与える被害や、地域の桜が外来種の影響で花見ができなくなることなど、具体的な影響を示すことで理解を促す。中小企業でも地域の信頼を得ることは非常に有益なので、そういった事例を分かりやすく示していくことが重要であると考ええる。
19	説明会中	匿名	望む根絶と望まない絶滅は、結果として同じだと思う。 絶滅する理由の一つには商用利用があると考えられるので、駆除も重要だが、あえて収穫という視点で数を減らすことも考えてみたい。	植物と動物の保全という観点からの御意見と理解した。今後の施策の参考にする。

質問一覧（外来種取扱事業者向け 5月29日（水）AM）

No.	起票	所属組織	ご意見・ご質問	回答
20	説明会中	企業	都道府県や国は、広域でのモニタリングデータを持っていると思われる。 特に侵入初期地域や分布拡大域では、市町村主体の対策が後手に回りやすいと考えられる。 改正された外来生物法では、国や都道府県の責務が明確にされたが、行動計画の地域単位対策や地域間連携において、国や都道府県がどのような役割を担うかが想定されているのか。	国や都道府県が、被害防止の措置を行うという方針があり、この計画でもその方針に則った役割になる。 市町村については、努力義務の規定があるため、都道府県の対策に従事する形になるが、地元に着し住民に近い立場という重要な役割も担う。国、都道府県、市町村がそれぞれ連携して対応し、協力して進めることを重視している。
21	説明会中	匿名	日本各地には米軍基地や自衛隊基地があるが、そういった場所に外来種が侵入している可能性がある。どのように働きかけていく予定か。	米軍基地や自衛隊基地に対しても、きちんと対策を講じている。最近の例では、沖縄でハヤトゲフシアリという特定外来生物が基地内外で見つかり、基地内外での連携によって対策を行い、防除に成功した。環境省や政府としても、米軍と協力しながら対策を進めている。
22	説明会中	匿名	動物愛護法に基づいて防除する際、爬虫類の安楽死方法が問題になる。 個人や小規模団体では薬品の入手が難しく、冷凍は許可されているかどうかが疑問となる。	アカミミガメの野外での捕獲事業に関しては、マニュアルを作成しており、冷凍庫での殺処分を提示している。
23	説明会中	匿名	特定外来生物（植物）の防除活動では、焼却処分が行われるが、一部の植物種（ナガエツルノゲイトウなど）では多額の費用がかかる。 焼却処分以外の処理方法や、資材化・肥料化などの研究は今後予定されているのか。	特定外来生物（植物）に関する焼却処分と費用は重要な課題である。飼料化・肥料化の研究は環境研究費の一部として進められており、滋賀県などで先進的な取り組みも行われている。先駆的な事例を基に、研究と技術開発の推進が必要だと認識していて、行動計画にもこの観点を取り入れたい。
24	説明会中	匿名	冷凍庫の購入補助はないのか。 もっと良い安楽死方法があれば、それに対する補助はあるのだろうか。	国費からの直接的な補助はない。国費から支援を受けている地方公共団体に御相談いただきたい。
25	説明会中	匿名	企業のメリットについて、国が主体となり「企業のメリットになる」かつ「真に生物多様性保全に貢献する」制度が必要だと考えている。 上場企業や大企業にはできること、中小企業にはできることなど、企業の規模や業態に応じて制度を考えていただきたい。	御意見について、今後の施策の参考にする。
26	説明会中	研究機関	外来種への対策は防除や侵入防止に注目されがちだが、「侵入しにくい、良好な環境の国土、環境の保全」とセットで考えるべきだと思う。そのようなアプローチを期待する。	御意見について、今後の施策の参考にする。
27	説明会中	匿名	アライグマを捕獲しても、市町村が引き取ってくれるか。自分で費用を出して処理するのは本末転倒だと考える。 必ず引き取ってもらえるようにしていただきたい。	現時点で外来生物法や鳥獣保護管理法等において、アライグマ含め捕獲した野生動物の回収は地方公共団体の責務として位置づけられていない。地方公共団体毎のアライグマに対する対策優先度による。
28	説明会中	匿名	天然記念物内で外来種が繁茂し、大規模な駆除は許可されておらず、許可取得の調整が難しい状況である。 この問題に関する相談窓口や調整部署があるかどうか教えてほしい。	「外来種の駆除」のための手続きについては、まずは環境省地方環境事務所に御相談いただきたい。
29	説明会中	匿名	宮古島では、国の天然記念物であるセマルハコガメが国内外来種として大量に定着している。 しかし、天然記念物のため防除が難しいと伺っている。宮古島には守るべき固有種も生息しており、セマルハコガメが増え続けることは望ましくないと考える。他省庁と連携して、防除を進める方法はないか。	御意見について、今後の施策の参考にする。
30	説明会中	研究機関	侵入初期の特定外来生物を侵入防止を念頭においた対策を提案する席で、自治体の担当者から「実害がない段階では予算がつかない」と言われ、結果として新たな対策が実行されないケースを多数経験している。こういった場面での担当者の判断が、実質的な「対策する・しない」を決めているように感じる。 ①このようなケースについて、自治体との協議は行った上で、対策を提案する側はどのような努力をすれば良いのか。 ②改定外来生物法に記載の自治体の「責務規定」は、あくまで努力義務として理解しているが、それは正しい理解か。また、そうであれば、今後何らかの強制力を持つ規定になることは検討されているのか。	外来生物法上の地方公共団体に係る責務規定「定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずる」は、都道府県に対しては一定程度の義務、市町村に対しては努力義務として整理されており、当面の間、その強制力を強めることは想定されていない。同法では地方公共団体以外の者が防除主体となる場合の規定や、関係者連携についても定めており、地方公共団体への責務規定はあれど、地方公共団体以外の者も防除に関与することが重要であると考え。
31	説明会中	匿名	新行動計画の目標のうち、①の目標、すなわち、50%以下にするという「定着していない外来種の定着予防に係る目標」の「分母」の定着数は何種か。	検討中となっております。

質問一覧（外来種取扱事業者向け 5月29日（水）AM）

No.	起票	所属組織	ご意見・ご質問	回答
32	説明会中	匿名	在来種の中にも、危険な生物がありますが、（クマ、イノシシ、シカ）このような生物も過剰に増えていくと、相応の区分や対策が求められると考える。また、このような動物に寄生するマダニの分布拡大に伴う感染症媒介等の危険性も懸念されているが、具体的な対応策等あるか。	御意見について、今後の施策の参考にする。
33	説明会中	匿名	公共工事として行われる「のり面緑化」で使用される外来種（植物）や外来種を使用する際に混入している意図しない外来種が、緑化施工後に対象地外へ逸出することは「拡げない」に反することになると考える。その場合、使用することを決定しているのは工事を発注する国や地方自治体であるため、発注者がコストを負担し対応することを想定されているのか。 適切な管理方法が明確にはないため、そういった逸出は発生すると思うが、その対策（拡げない対策）については責任の主体を明確にしておいた方が良い。	御意見のような状況が発生した場合、法的な責任の所在は一概に特定することは難しいため、計画への記載は難しいが、公共事業における外来種の利用に限らず、外来種の拡散防止を行うことを社会的な責務として整理する。
34	説明会中	匿名	爬虫類の冷凍については、以前からそぐわない方法と思っている。	御意見について、今後の施策の参考にする。
35	説明会后	教育機関	生態系被害防止外来種リストの更新の際、一般から意見を受け付ける機会はあるか。 東京の〇〇地域に住んでいて、以前からリストに挙げるべきと考えている外来植物がいくつかある。 ・外来カタバミ属（とくにイモカタバミ、ムラサキカタバミ）：果樹園などでの雑草化や、草地・樹林への侵入がみられる。 ・ナガミヒナゲシ：冬作物の畑地雑草化が顕著。河原にも侵入。 ・メリケンムグラ：田の畔や芝生で雑草化している。 ・アメリカスミレサイシン：草地・樹林への侵入がみられる。 ・オオアマナ、ムスカリなどの宿根園芸植物：草地・樹林への侵入がみられる。 ・ハタケニラ：路傍などに拡大。誤食のおそれ。	生態系被害防止外来種リストの見直し作業に当たっては、令和7年度にパブリックコメントを実施する予定である。頂いた御意見は今後の参考にする。
36	説明会后	企業	動物への苦痛を最小限に抑えるために、動物の処分方法を改善することが重要である。 これにより、殺処分作業者の心理的負担を減らし、一般の人々に外来種対策の理解を深めることができる。 ■現状の問題点 「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年6月19日法律第39号）」の第五章 雑則 第四十条 3に「殺処分の方法に係る国際的動向の考慮」に関する内容が追加されてる。 国際的動向の一つとして「米国獣医学会 動物の安楽死指針（安楽死ガイドライン）：2020年版」を見ると、哺乳類に対して二酸化炭素は条件付きであり、短時間で必要な濃度が充てんできる施設が必要となる。 爬虫類・両生類・甲殻類については、麻酔下の冷凍は容認されているが、麻酔されていない個体をそのまま冷凍することは容認されていない。 ■対策・検討案として 麻酔後の心肺停止を行う2段階の処理を行う際には、動物の命に精通した獣医師の関与が必要だ。 ただし、動物病院に外来種を持ち込むことは問題があるため、獣医師が出向く場が必要だ。 また、適切な二酸化炭素による殺処分が可能な施設の整備が求められる。 施設は大規模なものではなく、中型哺乳類を対象とするチャンバーや水道があるスペースで充分だ。 さらに、外来種対策の従事者が薬剤の使用に関して獣医師と連携し、講習や制度を整備することが望ましい。 現場では、米国の獣医学会で容認されていない手法の使用に問題を感じながら対応している。 外来種対策ついて理解はあるが、殺処分に関して問題提議される方もいる。 また、条件が多くなることで、対策が遅れることも避けたい。	御意見について、今後の施策の参考にする。
37	説明会后	企業	「新計画の目標等について」に「指標」の項目がある。現時点での考え方や項目等ご教示いただきたい。	新行動計画の第3章に記載のとおりである。

質問一覧（外来種取扱事業者向け 5月29日（水）AM）

No.	起票	所属組織	ご意見・ご質問	回答
38	説明会后	企業	国土交通省などの国や地方公共団体が公共工事として発注を出し行う「のり面緑化」では、産業管理外来種（植物）が多用されている。適切な管理方法は確立されていないと思うのだが、現時点で行動計画にはその方法についてどのように記載される予定か。	計画において、個々の産業管理外来種の扱い方について具体的に記載することはないが、全般の考え方としては新行動計画の第2章 第2節 行動2のとおりである。
39	説明会后	企業	法面緑化で使用する外来種（植物）や、外来種を使用する際に混入している意図しない外来種が、緑化施工後に対象地外へ逸出するも発生してる。これは予防三原則の「拡げない」に反することになると思うが、使用することを決定している工事の発注者がコストを負担し対応することを想定されているか？	御意見のような状況について、法的な責任の所在は一概に規定できないため、計画への記載はできないが、緑化工事おける外来種の利用に限らず、外来種の拡散防止を行うことを社会的な責務として整理する。
40	説明会后	企業	法面緑化で多用されている産業管理外来種（植物）の適切な管理方法が明確に記載されたとしても、すぐに実行されていないと思う。そのため、逸出する状況は継続すると思うが、工事を施工した業者や材料を供給した業者の責任とされる懸念があると考える。その対策（拡げない対策）を誰がやるのか、責任の主体を明確にしておいた方が良いと思う。	御意見のような状況について、法的な責任の所在は一概に規定できないため、計画への記載はできないが、緑化工事おける外来種の利用に限らず、外来種の拡散防止を行うことを社会的な責務として整理する。
41	説明会后	企業	行動計画を受け取った側として具体的に動くことができる、具体的な記載をしていただきたい。実際に産業管理外来種を使用する現場において、混乱が発生すると思われるような記載がある場合には、指摘させていただきたい。	令和6年度秋頃に実施予定のパブリックコメントの機会を活用いただきたい。
42	説明会后	企業	外国産の外来種および国内外来種がのり面緑化向けで多用されている。地域固有の植物材料をのり面緑化向けで使用すれば生物多様性の保全に効果があると思うが、コストの課題により実施されることが少ない状況だと考える。これは法面緑化工事が市場単価方式で実施されているためである。 新行動計画では、公共工事において地域性種苗を利用する場合には工事総額の30%程度を増額しておくような記載をすることでコストの問題が解決できると考える。	御意見について、今後の施策の参考にする。
43	説明会后	企業	特に市場単価方式で実施される公共工事においては、全国のすべてで外来種（植物）を導入しないとする記載にはならないと思う。その場合、自然度による地域区分を行い、区分ごとに使用できる植物種を案内する内容となると思う。地域区分を記載する場合には、明確に区分けが可能な記載とする必要があると思う。現状で明確な区分けは、自然公園内と外だが、中間を設定するのであれば明確な範囲を指定しなければ、中間地域の緑化工事は大きな混乱が起これと考える。	御意見について、今後の施策の参考にする。
44	説明会后	一般社団法人	レンゲなどのマメ科植物を食害するアルファルファタコゾウムシは、1982年に福岡県と沖縄県で確認されて以来、新潟県と東北6県を除く都道府県に分布を広げている。 レンゲの蜂蜜は消費者に好まれ、レンゲは養蜂家にとって重要な蜜源となっている。 しかし、アルファルファタコゾウムシによる食害により、レンゲ蜂蜜の生産に支障をきたしているとの声が長年養蜂家から上がっている。 当協会として、海外から侵入してきたアルファルファタコゾウムシを生態系被害防止外来種リストに追加していただき、何らかの対策をとっていただきたい。 手続き等どのようにすれば良いのかお教えいただけるか。	御意見について、今後の施策の参考にする。 なお、生態系被害防止外来種リストの見直し作業に当たっては、令和7年度にパブリックコメントを実施する予定である。
45	説明会后	研究機関	「地域の実情に応じた地域主体の外来種対策の推進」と並行して「対策の対象とする種（生物）の特性に合わせて」を掲げていただくと良いと考える。 現在の行動計画では全体として対策等一律の見方が主体となっているが、対象種（動物か植物か等）によって方針や手法などは大きく変わるのではないか。	対象種に併せた適切な対策の選択についても計画に記載したい。
46	説明会后	研究機関	特に植物において、当該地域の環境整備が最も有効な定着防止、再定着防止の対策となると考える。 外来種が定着しやすい環境が継続すれば、取り除いても再度外来種が侵入することは明らかである。 例えば、耕作放棄されると外来生物が侵入しやすい環境になるのであれば、耕作放棄対象地をどのような環境に維持管理/再生していくのか、地域での継続的な取り組みがのぞまれます。 場合によっては、取り除く（駆除等）の取り組みよりも環境整備の方が効果が高い、または費用対効果が高いケースも多いと考える。	御意見について、今後の施策の参考にする。

質問一覧（外来種取扱事業者向け 5月29日（水）AM）

No.	起票	所属組織	ご意見・ご質問	回答
47	説明会后	研究機関	30by30で掲げている「保護地域の拡大」と一緒に考えると対策しやすいのではないかと。自然保護地域では在来生物の生きやすい環境が保全されるべきである。その行動（管理計画等）は外来種の定着防止にも寄与し、「戦略的外来種対策」であると思う。	御意見について、今後の施策の参考にする。
48	説明会后	研究機関	緑化事業に使用されている産業管理外来種は、技術的には国内の在来種に置きかえることがおよそ可能である。しかし国や地方自治体で基準としている植物や指針、マニュアル、予算措置、インセンティブ等が改定されないと、実際の事業では在来種に置きかえることは困難である。即座には全省庁で対応できないとしても、外来種対策の目標としては掲げていただきたい。	御意見について、今後の施策の参考にする。

質問一覧（一般企業・団体向け 5月29（水）PM）

No.	起票	所属組織	ご意見・ご質問	回答
1	説明会中	企業	アライグマや、ヒグマ、鹿等を駆除する際、「かわいそうだ」という声を聞く。ヒグマ、鹿は別として、アライグマを駆除する際、そういった意見に対応するにはどうしたら良いか？	生態系、人の生命・身体若しくは農林水産業に被害を及ぼす外来生物については、対策が必要であるとされている。また、殺処分の際は処分方法を丁寧に説明していくことが大事である。
2	説明会中	匿名	①「定着」とはどのような状態を指すのか。 ②「国際連携」について、GBFの他に具体的な国際的ルールはあるのか。 ③金融機関として、事前に「外来種を持ち込む可能性がない／低い」ことを考慮する場合、どのように確認すれば良いか。	①外来種の定着については、外来種が入込み、そこで1世代以上繁殖を繰り返した時点を定着と捉えている。 ②国際連携のルールについては、生物多様性枠組が大きな役割を果たしており、様々な国際会議で方針書が作成されている。昨年秋にはG7の国間で外来種対策に関するワークショップを開催し、侵略的外来種対策に関するG7声明を出した。 ③金融機関として、融資先が外来種の持ち込み等に配慮しているかをどのように確認すべきかという質問だと理解している。例えば、「事業で必要な外来種を持ち込む代わりに、国内の生物を積極的に使っている」などである。また、どうしても外国から持ち込む必要がある場合は、「事前に熱処理を行うなどして、生きたものを持ち込まない」などの対策を取っていることや、「生きたものである場合には、国内で逸出しないようきちんと管理していること」を確認することが重要である。
3	説明会中	一般社団法人	①民間企業等が外来種被害予防の三原則を厳守するためのモニタリングのようなものはあるのか。 ②TNFDに外来種対策は組み込まれているのか。	①現時点ではそのようなモニタリングはされていない。しかし、2025年度にかけて民間企業向けに外来種対策に関するノウハウを共有する予定である。その中で、三原則遵守の考え方を提供できるようにしたい。 ②2023年9月に公表されたTNFDの情報開示枠組みでは、外来種対策に関する行動やその割合について開示すべきとされている。ただし、具体的にどのような情報を開示すべきかについての指標は、今後検討される予定である。
4	説明会中	匿名	①河川における外来種対策を行う場合、国、自治体でどのような申請や届出が必要なのか。 ②特定外来生物（植物）に対し、どのような対応があるのか。	①河川を始め、外来種対策を行う場合は、管理者や所有者は、等級（一級河川・二級河川 等）に応じて申請や届出が必要となる。 ②外来生物法では、外来種の防除に関する確認・認定等の制度もあるため、御確認いただきたい。
5	説明会中	匿名	ナガエツルノゲイトウ等の防除に関する費用の助成はあるか。	ナガエツルゲイノウ等の特定外来生物の防除に、「特定外来生物防除等対策事業」（交付金）があるが、交付対象は都道府県や市町村であるため、都道府県や市町村と相談していただきたい。 また、生態系被害の防止を目的としているため、農業被害には使用できない旨を留意していただきたい。
6	説明会中	企業	外来生物防除がCSRやESGなどを通じて民間企業の利益となる展開を期待したい。一方で、未定着地において定着を防ぎ続けることは変化が変化が乏しく、実績として認識しにくい。そのような状況で外来種の防除をどのように評価し、賛同を集めていくべきか。	ご指摘の通り、外来種の防除は長期的に継続することが重要である。いっぽうで、外来種対策を始める一歩を踏み出すことが重要だと考える。そのため、少なくとも国の行動計画では、まず行動を始め、実践していくことを評価していきたい。
7	説明会中	匿名	アライグマの分布図の話があったが、東北地方等ではより拡大している可能性があると考える。アライグマ分布に関する調査等しているのか。	2023年度から、都道府県・市町村にご協力いただいて、特定外来生物の分布状況について、最新の情報を1年毎に国立環境研究所のホームページに公開している。そうした最新情報を活用いただきながら、対策をご検討いただきたい。
8	説明会中	匿名	コストの課題により、外来種がのり面緑化で多用されている。新行動計画では解決策となるような記載が盛り込まれる予定か。	外来種は全て利用してはならないというわけではないが、生物多様性の保全上、重要な地域では、生態系等に被害を及ぼすおそれがないか考慮することが重要であり、新行動計画でもこの考えが周知されるように記載したい。

質問一覧（一般企業・団体向け 5月29（水）PM）

No.	起票	所属組織	ご意見・ご質問	回答
9	説明会中	企業	外来種対策において環境DNAなどのモニタリング技術はどのように活用していくべきか。	環境DNA活用の方法は大きく2つある。1つは根絶確認で、もう1つは分布先端地での分布確認である。根絶確認については、環境DNA調査で検出されなかった場合、一部の老齢化した個体が残っていたとしても繁殖に関与できないため、機能的根絶と評価される。また、分布先端地での分布確認では、川の上流部に外来種が広がる際、環境DNAを使って初期段階の進出を検出できる。
10	説明会中	匿名	元の生態系の在来種が絶滅した後、ある外来種が上手く生態系の一部となった際、その外来種は駆除すべきか。	外来種全てが、防除対象とはなっていない。生態系、人の生命・身体若しくは農林水産業に被害を及ぼす外来生物については、対策をしていくべきだと考える。そのため、そうした被害の状況を考慮し、対策の必要性をご検討いただきたい。